

特定非営利活動法人shiningコンプライアンス推進規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人shining(以下「当法人」という。)のコンプライアンス推進に関し必要な事項を定めることにより、当法人の役職員等が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する態勢の確立を目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当法人の全ての事業活動に適用する。

2 この規程は、当法人の全ての役職員、委員会の委員及び理事長が指定する当法人の事業活動の関係者(以下「役職員等」という。)に対して適用する。

(定義)

第3条 この規程に定める「コンプライアンス」とは、当法人の活動が法令、当法人の定款及び規程・内規等並びに社会一般の規範(以下「法令等」という。)を遵守していることをいう。

(役職員等の責務)

第4条 理事長は、この規程の目的を達成するため、コンプライアンス推進に必要な体制の整備及び役職員等の研修を含むその維持並びに向上に努めるものとする。

2 役職員等は、職務の遂行に際して、次に掲げる行為を行ってはならない。また、当法人における当該行為等を知った場合は、別に定める内部通報規程に従って、速やかに通報・相談をしなければならない。

- (1) 法令等に違反する行為
- (2) 法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要
- (3) 他の役職員が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認
- (4) 外部の個人又は法人・団体からの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承認
- (5) 反社会的勢力との関係及び取引行為
- (6) 人種等による差別
- (7) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメント行為
- (8) 賄賂の收受
- (9) 業務上知りえた情報の第三者への漏洩
- (10) 私的利益の追求及び利益相反行為
- (11) 内部通報者への不利益な取扱い

3 前項各号に掲げる行為を行った役職員等は、就業規則等に基づく処分が課されるものとする。

(体制)

第5条 当法人は、前条第1項の体制として、コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)並びに内部通報の窓口を設置する。コンプライアンス委員会の組織、権限、運営等

については、第6条から第8条に定める通りとし、通報窓口を含む内部通報に関する事項は別に内部通報規程で定める。

(委員会の役割)

第6条 委員会は、当法人のコンプライアンス推進に係る理事長の諮問を受けて次の事項について審議し、その結果を答申する。

- (1) コンプライアンス推進に必要な施策
- (2) 役職員等のコンプライアンス推進状況のモニタリング
- (3) 役職員等のコンプライアンス研修の計画、管理及び見直し
- (4) コンプライアンス違反又はその可能性がある行為（以下「コンプライアンス違反行為等」という。）に係る事案の調査、分析・検討及びこれに必要な事項
- (5) その他必要な事項若しくは代表理事が諮問した事項

2 理事長は、委員会の答申を受けてコンプライアンス推進に係る重要事項を決定した場合には、遅滞なく理事会に報告する。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員3名以上で構成し、うち委員長1名を委員の互選により選定するものとする。

2 委員は、理事長が、次の各号の事項に該当する者の中から選定し、遅滞なく理事会の承認を得て委嘱する。

- (1) 利益相反防止、法人のコンプライアンス推進等に関し優れた見識を有し公正かつ中立な立場を堅持できる者
- (2) 当法人の助成対象団体の理事、評議員及び職員ではない者
- (3) 特定非営利活動促進法第47条1号に該当しない者

(委員会の招集及び運営)

第8条 委員会は、必要に応じて理事長が随時招集することができる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員は、電磁的手法により出席することができる。
- 4 議事は出席した委員の過半数で決する。
- 5 理事長が委員会における決議事項を提案した場合において、当該提案について委員（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の過半数が書面又は電磁的記録で同意の意思表示をしたときは、当該提案につき可決の決議があったものとみなす。
- 6 会議は非公開とし、委員は会議の内容を他に漏らしてはならない。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和8年4月4日から施行する。